

バリアフリー改造工事（浴室・トイレの場合）の改造内容の確認について

浴室又はトイレの改造工事を行う場合は、予定している工事内容について下表に記入の上、提出してください。すべての項目に該当する必要はありませんが、バリアフリー改造工事の対象者の身体的な状況及び本制度の趣旨を考慮の上、工事内容を審査いたします。

申請者氏名： _____

1 浴室（部位ごとの内容に該当している場合は、適用欄に○を記入してください。）

部 位	浴 室 改 造 内 容	適 用
スペース	・短辺方向の内法を 140cm 以上、かつ、面積を 2.5 m ² 以上とする。	
	・やむを得ず上記の広さが確保できない場合は、短辺方向の内法を 120cm 以上、かつ、面積を 1.8 m ² 以上とする。	
段 差	・出入口は 2cm 以下の「単純段差」とする。	
	・やむを得ず 2cm を超える場合は、浴室内外の高低差を 12cm 以下、かつ、またぎ高さを 18cm 以下とし、手すりを設置する。	
手 す り	・浴槽出入りのための手すりを設置する。	
	・できる限り、浴室出入口に手すりを設置する。	
通 行 幅	・出入口の有効幅員は、65cm 以上とする。	
	・やむを得ない場合には、出入口の有効幅員は 60cm 以上とする。	
扉	・建具は、引戸又は折戸を原則とする。	
浴 槽	・浴室の縁の高さは、洗い場から 30～50cm とする。	
通報装置	・できる限り、非常の際に通報できる通報装置（屋内通報）を操作しやすい位置に設ける。	

2 トイレ（部位ごとの内容に該当している場合は、適用欄に○を記入してください。）

部 位	ト イ レ 改 造 内 容	適 用
スペース	・できる限り便器側方に介助スペースとなる部分を確保するか、軽微な改造により確保できるようにしておく。	
段 差	・出入口の段差の解消を行う。	
床 材	・濡れても滑りにくい床材とする。	
手 す り	・手すりを設置するか、やむを得ない場合は設置準備を行う。	
通 行 幅	・出入口の有効幅員は、75cm 以上とする。	
通報装置	・できる限り、非常の際に通報できる通報装置（屋内通報）を操作しやすい位置に設ける。	